

「放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会」(第7回)資料
一般社団法人 日本民間放送連盟

「民間放送のコーポレート・ガバナンス強化策」の決定および今後の対応について

- 10月23日開催の本検討会で民放連が説明した「民間放送のコーポレート・ガバナンス強化策」は、11月6日開催の民放連理事会で承認され、同日の会員協議会(会員社の代表者が出席)で報告された。
- 同強化策に基づき、民放連は本年度末までに「民間放送ガバナンス指針」を制定し、外部専門家を議長とする「ガバナンス検証審議会」を設置する。
- 会員各社が「民間放送ガバナンス指針」の自社への適用状況を社会全体に開示していくうえで参考とする「ガイダンス」や、適用状況や企業情報の開示にあたっての「フォーマット」を作成中で、指針の制定にあわせて策定する。
- 「ガバナンス検証審議会」は各社のガバナンスの向上を支援するとともに、民間放送全体に影響を及ぼすおそれのあるガバナンス上の重大な不祥事が会員社に発生した場合に、当該社のガバナンス不全の程度や対応の妥当性、民間放送全体への影響、民放連としての処分の必要性などを審議する。
- 民放連が上記の活動をはじめ会員各社のコーポレート・ガバナンスの確保に資する事業を行うことを明確にするため、11月6日の理事会で定款変更案(別紙)を決定した。12月18日の臨時総会に付議し、決議の上、同日施行する予定。

以 上

2025年11月 6 日

定款変更（案）

変更案 ※下線部が変更点	現 行
（事 業） 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (1) 放送倫理の確立とその高揚 (2) 会員相互の連絡と共通問題の処理 <u>(3) 会員の適切なガバナンスの確保に資する事業</u> (4) 放送の番組、技術及び経営などの調査並びに研究 (5) 放送事業に関する諸問題に関し、国会、関係官庁、その他との連絡 (6) テレビジョン中継回線の運用に関する業務 (7) 著作権法施行令第3条による記録保存所の業務 (8) 放送事業に関する啓もう及び宣伝 (9) 機関紙及び資料の発行 (10) 会員及びその関係者の福祉、親ばく及び融和に必要な事業 <u>(11) その他前条の目的達成のため必要と認めた事業</u>	（事 業） 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (1) 放送倫理の確立とその高揚 (2) 会員相互の連絡と共通問題の処理 (3) 放送の番組、技術及び経営などの調査並びに研究 (4) 放送事業に関する諸問題に関し、国会、関係官庁、その他との連絡 (5) テレビジョン中継回線の運用に関する業務 (6) 著作権法施行令第3条による記録保存所の業務 (7) 放送事業に関する啓もう及び宣伝 (8) 機関紙及び資料の発行 (9) 会員及びその関係者の福祉、親ばく及び融和に必要な事業 (10) その他前条の目的達成のため必要と認めた事業
（除 名） 第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。 (1) この定款に違反したとき。 (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。 <u>(3) 放送倫理、民間放送事業等に関して、民間放送全体に対する信頼等を著しく毀損したと認めるとき。</u> (4) 会費の納入を3か月以上怠ったとき。 (5) その他除名すべき正当な事由があるとき。	（除 名） 第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。 (1) この定款に違反したとき。 (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。 (3) 会費の納入を3か月以上怠ったとき。 (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

変更案 ※下線部が変更点	現 行
(会員の処分) 第11条 会員が放送倫理、民間放送事業等に関して、この法人又は民間放送<u>全体</u>に対する信頼等を毀損したと認めるときは、理事会の決議によって会員活動を制限することができる。 2 前項の規定は、法人法第48条第2項の趣旨に反しないものとする。 3 会員活動の制限の期間は、12か月以内とする。	(会員の処分) 第11条 会員が放送倫理、民間放送事業等に関して、この法人又は民間放送に対する信頼等を毀損したと認めるときは、理事会の決議によって会員活動を制限することができる。 2 前項の規定は、法人法第48条第2項の趣旨に反しないものとする。 3 会員活動の制限の期間は、12か月以内とする。

以 上